

平成 30 年 11 月利府町教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 平成 30 年 11 月 28 日 (水)
午後 1 時 00 分から午後 1 時 50 分
- 2 開催場所 役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 本 明 陽 一 教育長
加 藤 東 子 委員 (教育長職務代行)
石 川 一 美 委員
高 田 修 委員
- 4 欠席委員 村 松 淳 司 委員
- 5 説明のため出席した者
- | | |
|-----------|---------|
| 教育次長 | 佐 藤 博 昭 |
| 教育総務課長 | 庄 司 幾 子 |
| 生涯学習課長 | 高 橋 徳 光 |
| 総務給食班長 | 佐々木 辰 己 |
| 学校教育班長 | 鈴 木 義 光 |
| 総務給食班主任主査 | 只 野 誠 亮 |
- 6 傍聴者 なし
- 7 開会宣言 本明 陽一教育長 開会を宣言する。
- 8 会期の決定 本明 陽一教育長 会期は 11/28 (水) の一日とすることを提案し承認される。
- 9 平成 30 年 11 月臨時会会議録の承認 本明 陽一教育長 平成 30 年 11 月臨時会会議録について事務局説明願います。
庄司 幾子 課長 平成 30 年 11 月臨時会会議録について説明する。
本明 陽一教育長 事務局より説明がありました。御意見ありますか。
特に意見なく承認される。

10 本定例会会議録署名委員の指名

石川一美委員並びに、高田修委員を指名し承認される。

11 一般事務事業報告及び事業計画

本明 陽一教育長 一般事務事業報告及び事業計画について事務局説明願います。

佐藤 博昭教育次長 一般事務事業報告及び事業計画について説明する。

本明 陽一教育長 事務局より説明がありました。御意見ありますか。
特に意見なく承認される。

12 議 案

議案第21号 利府町部活動のガイドラインについて（継続審議）

本明 陽一教育長 継続審議であります、議案第21号利府町部活動のガイドラインについて、教育総務課長説明願います。

庄司 幾子 課長 それでは、資料の5ページをお開きください。議案第21号利府町部活動のガイドラインについて説明いたします。10月の定例会に提案いたしまして、たくさんのご意見をいただきました。今回は、いただいたご意見を基に、改めて検討させていただきまして、再度提案するものでございます。詳細については、鈴木班長から説明申し上げます。

鈴木 義光 班長 それでは、内容につきましてご説明いたします。

前回の資料に付け加えている部分がございますので、そちらにつきましては、赤字で記載をしております。

資料の7ページをご覧ください。③適切な休養日の設定の【基本的な考え方】の最後に「なお、県選抜など学校部活動以外の活動が並行して実施される場合は、顧問は該当する生徒の活動の状況を把握しておく必要があり、本ガイドライン策定の趣旨に則り適切な休養日等を設定するものとする。」を付け加えております。同ページ下部の【具体的な基準】にあります③1日の活動時間の最後に「活動時間には、ウォーミングアップ及びクーリングダウンに要する時間も含む。」を付け加えております。

次に8ページをご覧ください。⑤ハイシーズンの設定中に「管理職の決裁を得て年間活動計画の中で」を付け加えております。※「ハイシーズン」の設定上の注意、3項目中に「年間活動計画を作成する段階で」を付け加え、新たな項目として「・ハイシーズンを設定する際は、年間活動計画で期間を設定する。また、月間活動計画において活動内容を計画し、管理職に報告し、承認を受ける。」を

追加しております。

13 ページをご覧ください。部活動休養日設定確認表様式になりますが、様式下部に「※ハイシーズンの設定及び学校部活動以外の活動期間を備考欄に記載する。」を付け加えております。

次に、14 ページをご覧ください。月間計画になりますが、様式下部に「※ハイシーズンの設定及び学校部活動以外の活動内容を備考欄に記載する。」を付け加えております。

資料の説明につきましては、以上です。よろしくお願ひします。

本明 陽一教育長 前回の審議の際にご質問、ご意見いただいた内容を加味して作成しました。この件について御意見ありますか。

石川 一美 委員 7 ページの【具体的な基準】中の③ですが、土日に練習試合に行くと 3 時間を超えると思いますが、その場合はどうするのでしょうか。

鈴木 義光 班長 練習試合等がありますと、やはり半日又は一日となると思われますが、例えば月間又は年間活動計画において、休養日を別の日に設定したり、活動時間を減らす日を設けたりすることで、全体の活動時間を均すことも方法の一つとして考えております。

本明 陽一教育長 県からの指針に、そういったことに対する部分はありますか。

鈴木 義光 班長 県からの指針には明確に記載されている部分はございません。

石川 一美 委員 例えれば、他校に練習試合をしに行くとなると、朝早くから夕方又は夜までかかると思います。そういった場合の対応についてはガイドラインで詳しく触れなくていいんでしょうか。

佐藤 博昭教育次長 石川委員のおっしゃることはその通りだと思います。ただ、やはりトータルとしてオンシーズンもオフシーズンも休みを確保できるというのがこのガイドラインの趣旨ですし、年平均で休みを確保しなければ、働き方改革の趣旨から外れてしましますので、例えば、日曜日に長時間の活動をしたら、次の週の土曜日は活動をしない等で対応するしかないと思っております。

高田 修 委員 高校の産業医会議の際に、長時間労働の話が出ましたが、多いと 180 時間以上の方が 1 人か 2 人いらっしゃいました。理由を聞きますと、やはり練習試合等があり、他の学校の生徒が試合している間もいないといけないため、このような時間数となってしまうという話でした。そうしますと、どうやって 100 時間以下、80 時間以下、40 時間以下と減らしていくかという話になるかと思います。

会議では、やりがいがあって時間外労働をする場合と、仕事が追い付かなくて時間外労働する場合では、職員のモチベーションが違ってくるという話も出ました。普段の活動の負荷と練習試合の負荷は違うと思うので、練習試合等の特殊な活動時間について項目を設け、特別な係数を設けて計算する方法もあるかと思いました。

本明 陽一教育長 例えは、サッカーですと試合そのものが90分ありますので、3時間を超えてしましますね。

高田 修 委員 私たちが働く時は、昼食等の休憩時間は労働時間に含めませんので、部活動もその時間を除いて試合している時間を実働時間とすることもできると思います。

石川 一美 委員 部活動によって変わると思います。野球ですと、自分の学校の試合が終わると別の学校の試合が始まるので、その審判をしなければいけないために、先生は休みがないんです。子ども達は休めるが、指導者は休めない、そうならないように、協会から審判を派遣してもらう等を行っているところもあるけれども、普通の練習試合は先生が行っています。

高田 修 委員 今回の指針は子ども達の活動時間についてなので、先生の労働時間についてはまた違う機会の時に議論していただいた方がいいのではないでしょうか。

石川 一美 委員 指針中に教職員のワーク・ライフ・バランスについての記述もありますので、生徒と先生どちらもひっくるめて考える必要があると思います。

加藤 東子 委員 細かく決めようと思うと、大変な内容だと思いました。すべてを具体的に決めてしまうのはなかなか難しいので、練習試合等でたくさん活動した場合はどこかで調整をするということをベースとしてやっていくのがいいのではないかと思います。

本明 陽一教育長 普段の練習の場合と試合の場合で考え方を分けた方がいい、というご意見が出ていますが、このことについて国や県からは具体的なことは示されていますか。加藤委員が言ったように細かく決めてしまうとかえってやりづらくなるのか、その辺りどうですか。

庄司 幾子 課長 国、県については、あまり細かいものについての記載はなかったものだと思います。今回のガイドラインについては、初めて示されたというのもあり、細かく定まっていない部分があるのが事実だと思います。私たちも、学校の先生方の勤務時間、部活動の状況等を毎月見させていただいておりますが、その中で時間数があまりふさわしくない、明らかに超えているんじゃないかな、そういうところを目にしております。他の市町村の状況や、国、県の指針等が新しく示

されてくるものと考えておりますので、その辺りを参酌しながら、今後改正を図っていく必要があると考えております。

高田 修 委員 年間計画の作成を学校に依頼する以上、練習試合等の考え方に関する質問が学校から必ず来ると思いますので、その回答を準備しておく必要があると思います。また、書き方として 2 時間程度や 3 時間程度、と書いているのは、その時間を超える場合もあるというニュアンスだからでしょうか。

庄司 幾子 課長 気温や移動時間等を勘案する必要もありますので、柔軟な書き方とさせていただいています。

本明 陽一教育長 休日に活動すると手当が出るのですが、国、県では 2 時間以内に収めたいという考えがあるそうです。今は来年の 3 月まで 3 時間以内でも認めているようですから、そのような点から 2 時間程度や 3 時間程度、という書き方となっています。

高田 修 委員 程度というのは、これを超えないでください、というニュアンスが強いんですね。

本明 陽一教育長 事務局でも答えにくいことがあるんですけれども、現場の先生方、それから試合を主催している側からすると、従うことが到底難しいところが出てきます。部活動によっては 100 人や 200 人の子ども達がいる中で、1 時間や 2 時間で活動が終わらないのが現状です。なおかつ、試合が種目によって違う時期に行われること、土日に試合があることから、すべてを一つの基準で行うことは非常に難しいことと思われます。

高田 修 委員 この議論を県に伝えることはできないのでしょうか。

本明 陽一教育長 県で既に議論を行い、指針が示されております。その指針を基に、今年度中に学校に示すように言われております。石川委員さんは県の会議に出席されておりますが、会議の状況はどうでしたか。

石川 一美 委員 疑問のある部分はたくさん出てきます。県としては高校、中学校、ましてや私立の学校についても見ております。ただ、私立には私立の考えがあるのに、そこも制約することは県としてはできないので、その部分についての問題がありました。

高田 修 委員 やはり、一項目設けて練習試合に関しては今後検討していく、ということはできないのですか。

本明 陽一教育長 県からの指針には、練習試合に関する項目はないですね。

庄司 幾子 課長 なかったと思います。

高田 修 委員 学校も困ってしまいますね。

本明 陽一教育長 事務局で先ほど話しましたように、トータルで見ていく考え方になります。

石川 一美 委員 トータルで見ていくのはわかります。まず年間計画を策定し、その次に月間計画を作る。ただ、練習試合は急に入ってくることがありますので、そういう時に毎回管理職から承認を得ることができるのか、という部分があります。急に練習試合が決まったが管理職が不在で承認を得られない、ということも出てくると思います。

また、部活動は指針を作つて活動時間が定められる一方で、スポーツ少年団は朝から晩まで活動している状況です。スポーツ少年団についても、中学校の部活動に合わせるよう、町として指針を作ることはできないのでしょうか。

本明 陽一教育長 前回、村松委員が、中学校の部活が終わったら引き続きスポーツ少年団で活動している現状もあるので、そういうことも含めて問題だらうと話をされていました。だからといって、教育委員会で任意団体まで制約をするというのは、非常に難しいところがあります。各団体の所属する競技団体に県から投げかけていただかない限りは、なかなか難しいところではあります。

石川 一美 委員 例えれば、利府町であれば利府町の体育協会にスポーツ少年団が入っていますので、体育協会に加盟しているスポーツ少年団については、足並みを揃えるよう体育協会経由で投げかけるのは可能だと思います。ただ、県大会等については任意団体ですので、町の指針から外れるのはやむを得ないと思います。

本明 陽一教育長 利府町の体育協会については、教育委員会としてお願ひできると思います。ただ、加盟していない団体もあるため、全部を把握することは非常に難しいと思います。

石川 一美 委員 県のスポーツ少年団で大会を開催する場合などでしたら止むを得ないですが、練習の場合については、利府町のスポーツ少年団は練習時間を午前中 3 時間に限定するとか、そういうことは可能かと思います。

本明 陽一教育長 要望はできますが、任意団体として活動しているので難しいです。

石川 一美 委員 町から助成をしていますので、あくまで任意団体といつても助成を受けている団体であれば、ある程度は従っていただかないといけないと思います。

本明 陽一教育長 今のは部活動からは離れてしまいますが、一つの課題としてあると思います。ガイドラインの内容について戻りますが、他にご意見ありますか。

石川 一美 委員 何でもかんでもガイドラインで定めるのは難しいと思うので、この内容でよいと思います。

本明 陽一教育長 加藤委員がお話されていたように、全部細かく定めてしまうのは大変になるだろうということですね。

高田委員いかがですか。

高田 修 委員 まずやってみて、学校から出てきた質疑や問題点を改善するよう変えていくしかないのではないかと思います。

本明 陽一教育長 では、委員の皆様からご意見あったことを事務局で考慮しながら、このガイドラインを示させていただきます。

13 報告事項

(1) 功績者表彰受賞者について

本明 陽一教育長 事務局説明願います。

庄司 幾子 課長 資料の 16 ページをお開きください。教育功績者表彰について、今回、本明陽一教育長が教育行政功労で 11 月 2 日県庁にて表彰を受けられました。長年にわたる教育の振興への顕著な功績によるものでございます。以上ご報告いたします。

本明 陽一教育長 この件についてご意見ありますか。
特に意見なく承認される。

(2) キャリアシップ事業について

本明 陽一教育長 事務局説明願います。

庄司 幾子 課長 資料の 17 ページをお開きください。キャリアシップ事業について、平成 30 年 11 月 12 日月曜日から 16 日金曜日の間、「町はひとつの学校」の理念のもと、町内 3 つの中学校 2 年生を対象として、町内企業等の協力をいただきながら、子ども達が実践的体験学習を実施いたしました。場所は町内 113 事業所でございます。参加者数は、町内中学 2 年生 374 人ございました。

今回、大きな事故を含めまして、全部で 3 件の事故がございました。大変ご心配をおかけしております。今後は各種事業を含め安全確認の再徹底を図り、再発防止に努めるとともに、キャリアシップ事業につきましても事業の再構築に向けて検討してまいりたいと考えております。

なお、3 件の事故でございますが、1 件は実習場所へ行く途中の自転車の転倒でございました。こちらは擦り傷程度で済んでおります。

2 件目は、実習場所へ行く途中の車両との接触でございます。こちらは足首の骨折でございました。

3 件目は、既にお話しいたしましたように、実習中の指の怪我となつております。以上報告いたします。

本明 陽一教育長 この件についてご意見ありますか。
特に意見なく承認される。

(3) 利府町スクールバンドフェスティバルについて

本明 陽一教育長 事務局説明願います。

高橋 徳光 課長 資料の 18 ページをお開きください。利府町スクールバンドフェスティバルについて、開催日が平成 30 年 10 月 21 日日曜日、参加校が、利府小学校、利府中学校、しらかし台中学校、利府西中学校、利府高等学校です。今年で 14 回目の開催となります。当日は晴天に恵まれ、子ども達は日頃の練習の成果を思う存分に会場に鳴り響かせました。小学校、中学校、高校が一体となった演奏は、来場者の方々に感動を届けております。入場者数は 600 名となっております。以上です。

本明 陽一教育長 この件についてご意見ありますか。
特に意見なく承認される。

(4) 利府町文化祭について

本明 陽一教育長 事務局説明願います。

高橋 徳光 課長 続いて資料の 19 ページをお開きください。利府町文化財について、開催日は平成 30 年 11 月 3 日から 4 日の 2 日間でございます。参加団体数は、出演団体が 35 団体、出展団体が 20 団体です。芸術文化協会加盟団体、各種サークル団体によるステージ発表や作品展示のほか、ウォークラリーや十符の里の妖精リーフちゃんとのふれあいイベント、更には平成 32 年度末に完成予定をしております、文化複合施設の模型展示や宣伝ブースを設けるなどを行い、多くの方々に文化祭を楽しんでいただいております。入場者数は 4,400 名でございました。以上でございます。

本明 陽一教育長 この件についてご意見ありますか。
特に意見なく承認される。

(5) 秋の図書館フェアについて

本明 陽一教育長 事務局説明願います。

高橋 徳光 課長 続いて資料の 20 ページをお開きください。秋の図書館フェアについてでございますが、開催日が平成 30 年 10 月 28 日日曜日でございます。10 月 27 日から 11 月 9 日の秋の読書週間にちな

み、町民の読書活動の推進を目的に、本のリサイクル市、スペシャルおはなし会を開催しております。本のリサイクル市につきましては、参加者数 585 人、配布冊数として 1,757 冊をご利用いただいております。スペシャルおはなし会は、参加者数は 95 名でございます。以上でございます。

本明 陽一教育長 この件についてご意見ありますか。
特に意見なく承認される。

14 その他

(1) 平成30年12月定例会の開催について

本明 陽一教育長 事務局説明願います。
庄司 幾子 課長 12月19日（水）に12月定例会を開催いたします。
午後1時から役場第1会議室にて開催となります。

(2) 利府町文化芸術振興審議会委員の任命について

高橋 徳光 課長 利府町文化芸術振興審議会委員の任命につきまして、本来ならば任期が2年でございまして、平成28年12月1日から平成30年11月30日となっております。現在、委員の方々に継続の意向調査をしながら選定している最中でありますが、まだ返答をいただいている委員さんがいらっしゃいましたので、12月定例会の際に報告させていただきたいと思います。以上でございます。

本明 陽一教育長 人数は何名ですか。

高橋 徳光 課長 15名となっております。3人ほど継続の意向について連絡が取れないとのことです。

本明 陽一教育長 事後承認になりますが、よろしいですか。

石川 一美 委員 継続の有無について返事ががないということは、返事を待たず、継続の意向がないとみなして別の方を探しても良いと思います。

高橋 徳光 課長 とにかく早急に決めたいと思います。

(3) キャリアシップ事業中の事故について

本明 陽一教育長 (3) キャリアシップ事業中の事故については、非開示情報が含まれるため秘密会とする。

15 閉会宣言

本明 陽一教育長 閉会を宣言する。